宮城県高等学校教職員組合

元気高教組 情報 FAX版

平成２９年１０月５日(木)
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
TEL:022-234-1335 FAX:022-273-1767
Mail：miyagi-kokyoso@mb7.seikyou.ne.jp
http://miyagikokyoso.jimdo.com/

全職員配布

「新たな職員評価制度」について考える連続講座№9

少し前まで「教職員録」には、各個人の給料号俸が記載されてありました。しかし、今は「個人情報」ということで、この号俸の記載がなくなり、誰がいくらもらっているかわからない仕組みになっています。ということは、職員評価が恣意的になされ不当に昇給が行われていても、外からは分からないのです。

「誰がどのくらい昇給している？」　知りたくても検証できない！

（1）「S」評価を受け続けたら・・・

ある調査によると、初任のころからずっと「S」評価を受け続けた場合、生涯賃金の格差は通常の教員に比べて数千万円の規模に達するという試算もあるそうです。もちろん初任からずっと「S」評価ということはあり得ないと思いますが、数年間にわたって高い評価が続くという可能性は十分考えられます。

県教委と組合との交渉のなかで、「目立たない教員も公平に評価されるように努める」となっていますが、本当に公平に評価されているかどうかは、確かめようがありません。

（2）教員評価は学校に馴染まない！

従来の宮城県の昇給制度は、学校は協力・共同で成り立っていることを重視し、広く多くの人が必ず昇給する制度の運用が行われてきました。しかし、「新たな職員評価制度」ではそのような運用がありません。

授業中の教科指導など他の職員や校長には十分認知されないところで良い仕事をしていても「目立たない教員」は評価されません。その一方で、他の職員や校長の見ているところで「目立つ」行動をしている教員は、どんどん昇給していくという理不尽な結果が生じる可能性があります。

そもそも教員を評価することは可能なのでしょうか？　学校は部品製造会社ではありません。子どもたちは成長し、未来に生きる人たちなのです。

※　９回にわたった連続講座は、これで終了します。見逃した方もあるかと思います。そういう方は、宮城高教組の HP にアクセスしてご覧ください。